

訪問型サービス A の運営規程について

運営規程に記載すべき事項

- ①事業の目的及び運営の方針
- ②従業者の職種、員数及び職務の内容
- ③営業日及び営業時間
- ⑤指定訪問型サービス A の内容及び利用料その他の費用の額
- ⑥通常の事業の実施地域
- ⑧緊急時等における対応方法
- ⑩虐待の防止のための措置に関する事項（令和 6 年 3 月 31 日までに記載）
- ⑪その他運営に関する重要事項

○注意

（指定訪問型サービス A の内容及び利用料その他の費用の額）

第〇条 訪問型サービス A の内容は、次に掲げるサービスを行うものとする。

（１）生活援助（調理、洗濯、掃除、買い物等の支援）

第 2 項 訪問型サービス A を提供した場合の利用料の額は、「玉名市介護予防・生活支援サービス事業実施要綱」上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。